

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要項

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集について、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年東京都条例第 144 号。以下「条例」という。）、東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和 46 年東京都規則第 273 号）及び関連事業者の募集並びに関連事業者としての業務の適格性の調査及び審査に関する要綱（平成 6 年 9 月 26 日付 6 中管経第 342 号）に基づくほか、本要項に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第 1 関連事業者棟
位 置	東京都大田区東海二丁目 2 番 1 号及び三丁目 2 番 7 号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | | |
|-----|-------|--|
| (1) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 飲食業 |
| | 内 容 | 飲食業 |
| | 募 集 数 | 最大 3 業者（花き棟 1 店舗及び第 1 関連事業者棟 2 店舗） |
| (2) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 用品販売業、関連食料品等販売業又はその他販売業 |
| | 内 容 | (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業 |
| (3) | 業 務 | 加工・サービス業務 |
| | 種 類 | サービス提供業 |
| | 内 容 | (サービス提供業)
運搬具類修理業 |
| | 募 集 数 | 上記(2)及び(3)を合わせて最大 3 業者 |

3 店舗の位置、面積及び内容

- | | | |
|-----|-----|--|
| (1) | 位 置 | 花き棟 2 階中央西側 01 号関連事業者営業所 |
| | 面 積 | 47.7 m ² |
| | 内 容 | 飲食業 |
| (2) | 位 置 | 第 1 関連事業者棟 B-02 号 |
| | 面 積 | 47.2 m ² |
| | 内 容 | (用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業 |

- (3) 位 置 置 容
面 積
内 容
- (その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業
第1関連事業者棟D-02号
47.7 m² (1階)
(飲食業)
飲食業
(用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業
- (4) 位 置 置 容
面 積
内 容
- 第1関連事業者棟D-04号1階及び2階
47.2 m² (1階)
46.0 m² (2階)
(飲食業)
飲食業
(用品販売業)
包装用品・衣料・雑貨類販売業
計量器類販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
(サービス提供業)
運搬具類修理業

表 各店舗において募集する業務の種類

位置		飲食業	用品 販売業	関連食料品 等販売業	その他 販売業	サービス 提供業
花き棟2階中央	西側01号	○	×	×	×	×
第1関連 事業者棟	B-02号	×	○	○	○	○
	D-02号	○	○	○	○	○
	D-04号	○	○	○	○	○

4 募集受付

(1) 受付期間

令和8年10月2日（金曜日）から令和8年11月27日（金曜日）まで
（土日及び祝日を除いた平日のみ）

(2) 受付時間

受付期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）

(3) 受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場内

東京都事務室市場管理課 施設管理担当（事務棟9階）

※申込書は、東京都事務室及び大田市場関連事業者協同組合事務室にて配布
（東京都中央卸売市場HPにも掲載）

5 応募手続

申込書に別紙1に掲げる書類を添付して提出してください。ただし、郵送その他配送又はUSB等によるデータ提出は不可とします。

なお、書類に不足があった場合、受け付けることはできません。加えて、提出後の書類の差替え又は修正は認めませんので、本要項の内容を十分にご確認の上、提出してください。

また、提出書類については、可否にかかわらず返却いたしません。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ロ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(ニ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(ホ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

- (イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。
- (オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

7 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

8 面接日時及び場所

- (1) 日 時 申込は受付期間中随時受付し、各月の応募者を取りまとめて翌月に選考を実施します。日時については、別途通知します。
- (2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室（事務棟9階）

9 選考結果

応募者への可否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

10 その他

- (1) 関連食料品等販売業を行う関連事業者に係る市場施設の使用許可をする場合、以下の当該市場の主な取扱品目を取り扱うものについては、現に使用許可を受けている者を除き、条例第17条の規定に基づき、新たな許可を行わないものとします。
 - ア 水産物 生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品
 - イ 青果物 野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵
 - ウ 花 き 花き
- (2) 今回の募集は、大田市場花き棟及び第1関連事業者棟空き店舗使用者の募集（以下「店舗使用者募集」という。）を同時に行うため、本募集と店舗使用者募集の全応募者の得点上位の者から合格者を決定します。
- (3) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、内定を取り消すことがあります。

なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、使用開始時までに変更して行います。使用許可の開始日は、店舗により異なりますが、内定者から提出された申請書類等に基づき、東京都で承認後速やかに通知します。
- (4) 各月の選考実施後、使用者が決定していない施設については、申込受付期間終了まで引き続き募集を継続します。上記3に定める対象施設全てに対して合格者が決定した時点で、上記4の受付期間の終期より前であっても募集を終了します。

- (5) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で用意する必要があります。
- (6) 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、応募者自身で関係各所と契約を行う必要があります。
- (7) 施設使用料、預託すべき保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格及び配置図は別紙2を参照してください。
- (8) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとします。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先します。
- (9) 営業に必要な免許及び許可については次のとおりとします。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可や届出は、取扱品目、営業の形態により、食品衛生法に基づく営業許可の取得や届出が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、内定者自身が定められた施設基準に合致した造作をする必要があります。
 - イ 食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じた上で営業を行う必要があります。

11 問合せ先

東京都大田区東海三丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場市場管理課 施設管理担当

TEL 03-3790-6508・6509（直通）

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 履歴書（別記第 2 号様式）及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦 4 cm×横 3 cm）
- (4) 資産調書（別記第 6 号様式）
- (5) 住民票の写し（※ 1）
- (6) 区市町村長の発行する身分証明書（※ 1）
- (7) 印鑑証明書（※ 1）
- (8) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (9) 応募者が、条例第 43 条第 5 項第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 40 号様式）
- (10) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (11) 直近年度の所得税の確定申告書の写し

2 応募者が法人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集申込書
- (2) 使用希望店舗調査票
- (3) 定款又は規約の写し
- (4) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※ 2）
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書
- (7) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (8) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第 9 号様式）
- (9) 役員名簿（別記第 10 号様式）
- (10) 法人の印鑑証明書（代表取締役印）（※ 1）
- (11) 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（※ 1）
- (12) 法人の代表者の履歴書（別記第 2 号様式）及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦 4 cm×横 3 cm）
- (13) 業務を執行する役員が条例第 43 条第 5 項第 2 号及び第 5 号から第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 40 号様式）（※ 3）
- (14) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (15) 直近の法人事業税の納税証明書

※ 1 申込日前 3 か月以内に発行されたもの

※ 2 申込日前 6 か月以内に発行されたもの

※ 3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要

※ 4 申込日前 1 か月以内に発行されたもの

施設使用料及び預託すべき保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び預託すべき保証金は次表のとおり。

表

	場所及び面積		適用使用料	使用料月額 (税込) ※ 2	保証金 ※ 3
1	花き棟 2 階中央 西側 01 号店舗 (47.7 m ²)		関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	115,958 円/月	463,000 円
2	第 1 関連事業者棟 B-02 号 (47.2 m ²)		関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	114,743 円/月	458,000 円
3	第 1 関連事業者棟 D-02 号 (47.7 m ²)		関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	115,958 円/月	463,000 円
4	第 1 関連 事業者棟 D-04 号	1 階 (47.2 m ²)	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)	226,569 円/月	906,000 円
		2 階 (46.0 m ²) ※ 1	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² /月)		

※ 1 2 階は事務室等としての使用も可とするが、その場合の適用使用料は使用内容等について聞き取り調査を行い決定

※ 2 消費税は 10% で計算

※ 3 使用料月額が 100,000 円以上の場合、保証金額は使用料月額の 4 倍（千円未満の端数があるときは、これを切り捨て）

店舗使用可能基本電気容量について

	場所	電力量	
		電灯（単相）	動力（三相）
1	花き棟 2 階中央 西側 01 号店舗	10.0kW	11.5kW
2	第 1 関連事業者棟 B-02 号	6.0kW	7.5kW
3	第 1 関連事業者棟 D-02 号	10.0kW	11.5kW
4	第 1 関連事業者棟 D-04 号	10.0kW	11.5kW

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- ・ 記載の電力量は、使用許可範囲で接続可能である機器消費電力の合計値
- ・ 各店舗の主幹は以下の配線用遮断器(主幹)を設置
 - 電灯回路：75AT
 - 動力回路：75AT

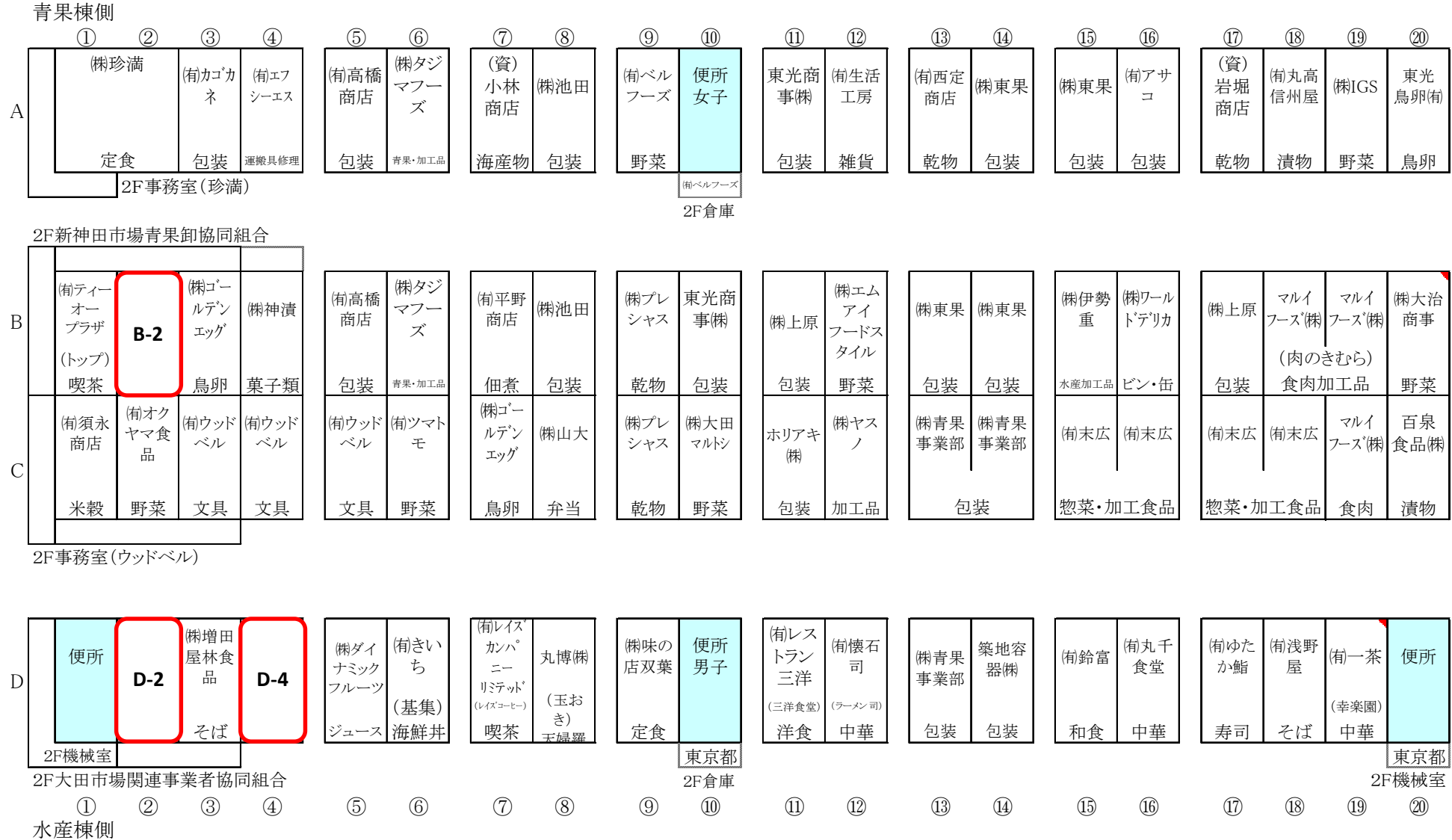
ガス設備規格、水道設備規格について

	場所	ガス設備規格	水道設備規格
1	花き棟 2 階中央 西側 01 号店舗	都市ガス 25m/m	25m/m
2	第 1 関連事業者棟 B - 02 号	都市ガス 25m/m	20m/m
3	第 1 関連事業者棟 D - 02 号	都市ガス 32m/m	25m/m
4	第 1 関連事業者棟 D - 04 号	都市ガス 25m/m	25m/m



大田市場 関連棟 店舗配置図(配布用)

別紙 2 - 5



花き棟2階

別紙2-6

